

滋賀県にコンサルタント等業務競争入札参加資格を申請する方へ（県外業者用）

1 審査基準日

直前決算日（原則令和6年7月～令和7年6月までの決算日が対象）

2 資格要件について

次の要件を全て満たしていることが必要です。

- (1) 競争入札等に係る契約を締結する能力を有しない者でないこと、および破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 次のいずれかに該当する者でないこと。

ア 役員等（競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者

エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

- (4) 入札参加を希望する業種により、下記の要件を満たす者であること。

ア 測量については、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により登録を受けた者であること。入札に参加する支店・営業所等が登録されていること。

イ 地質調査については、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）の規定により登録を受けた者であること。入札に参加する支店・営業所等が登録されていること。

ウ 建設コンサルタントについては、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）の規定により登録を受けた者であること。入札に参加する支店・営業所等が登録されていること。

エ 補償コンサルタントについては、補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）の規定により登録を受けた者であること。入札に参加する支店・営業所等が登録されていること。

オ 建築設計監理については、建築士法（昭和25年法律第202号）の規定により一級建築士事務所または二級建築士事務所の登録を受けた者であること。入札に参加する支店・営業所等が登録されていること。

カ 建築設備設計監理については、建築設備の設計および監理を業とする者であること。

(5) 一般調査（土木）に入札参加を希望する者については、令和7年6月30日以前の直前2年決算期のいずれかの事業年度において当該業務の実績を有すること。

(6) 滋賀県外に主たる営業所（＝本社・本店）を有すること。

(7) 滋賀県税、消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。（消費税または地方消費税について、新型コロナウイルス感染症等の影響による猶予を受けている方は、「納税の猶予許可通知書」の写しまたは「納税証明書（その1）」を提出すること。）

3 入札参加資格の有効期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間です。

（令和7年度は中間年審査です。中間年審査においては、新規の入札参加に係る申請および参加希望業種の追加・変更の申請が可能です。）

4 業種区分

(1) 測量は、測量法第10条の2に規定する業務です。

(2) 地質調査は、地質調査業者登録規程第2条に規定する業務です。

(3) 建設コンサルタントは、建設コンサルタント登録規程第2条別表上欄に掲げる登録部門（ただし、廃棄物部門は除きます。）に係る業務です。

(4) 補償コンサルタントは、補償コンサルタント登録規程第2条別表に掲げる登録部門（ただし、総合補償部門は除きます。）に係る業務です。

(5) 建築設計監理は、建築士法第23条に規定する業務です。

(6) 建築設備設計監理は、空調や電気等の建築設備にかかる設計監理業務です。

(7) 一般調査（土木）とは、上記(1)から(6)以外のもので、建設工事に関連する調査、分析等の業務です。

5 部門区分

業種区分ごとに設ける部門区分は下表のとおりです。

業 種 区 分	部 門 区 分
測量	測量一般、地図の調製、航空測量
地質調査	
建設コンサルタント	河川・砂防及び海岸・海洋、港湾及び空港、電力土木、道路、鉄道、上水道及び工業用水道、下水道、農業土木、森林土木、水産土木、造園、都市計画及び地方計画、地質、土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、トンネル、施工計画・施工設備及び積算、建設環境、機械、電気電子
補償コンサルタント	土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業補償及び特殊補償、事業損失、補償関連
建築設計監理	設計、監理
建築設備設計監理	計画、意匠、構造、冷暖房、空調、衛生、電気、積算、造園
一般調査(土木)	

6 評価基準

測量、地質調査、建設コンサルタント、補償コンサルタント、建築設計監理および建築設備設計監理については、下記により業種別および部門別の評点の算定し、それぞれ順位付けをします。
(一般調査(土木)については、評点の算定は行いません。)

なお、新規に入札参加された方は最下位の順位付けになります。

(1) 業種別の評点の算出方法

$$\text{評点} = 3 \times A + B + C + 5 \times D + E + F$$

A: 直前2年平均実績高の点数(下記の点数テーブルにより算定。下記B以下同じ。)

B: 運転資本保有月数の点数

$$\text{運転資本保有月数} = (\text{流動資産} - \text{流動負債}) / (\text{総売上高} / 12)$$

C: 完成業務高経常利益率の点数

$$\text{完成業務高経常利益率} = \text{税引き前当期利益(経常利益)} / \text{総売上高} \times 100$$

D: 有資格者数の点数

(※建築設計監理および設備設計監理については対象外)

E: 営業年数の点数

F: 県内営業所の点数

$$\text{県内営業所有りの場合: 上記Eの点数} \times 0.2$$

A(直前2年平均実績高)の点数テーブル

直前2年平均実績高	点数
100億円以上	30
50億円以上 100億円未満	25
10億円以上 50億円未満	20
5億円以上 10億円未満	16
1億円以上 5億円未満	12
5千万円以上 1億円未満	8
3千万円以上 5千万円未満	6
1千万円以上 3千万円未満	4
1千万円未満	2

B(運転資本保有月数)の点数テーブル

運転資本保有月数	点数
3.0以上	15
2.0以上 3.0未満	12
1.0以上 2.0未満	10
0.5以上 1.0未満	8
0.0以上 0.5未満	6
-1.0以上 0.0未満	4
-1.0未満	2

C(完成業務高経常利益率)の点数テーブル

完成業務高経常利益率	点数
5.0%以上	15
4.0%以上 5.0%未満	12
3.0%以上 4.0%未満	10
2.0%以上 3.0%未満	8
1.0%以上 2.0%未満	6
0.0%以上 1.0%未満	4
0.0%未満	2

D(有資格者数)の点数テーブル

技術者数値	点数
100ポイント以上	30
100ポイント未満	技術者数値(※)×0.3

※技術者数値=(下記aの人数)×5+(下記bの人数)×2+(下記cの人数)×1

a:技術士登録者(認定技術管理者含む)、測量士登録者、1級建築士

b:地質調査技士登録者、1級土木施工管理技士、2級建築士
RCCM登録者、補償業務管理士登録者

c:農業土木技術管理士、補償コンサルタント認定専任管理者

E(営業年数)の点数テーブル

営業年数		点数
35年以上		25
25年以上	35年未満	20
15年以上	25年未満	15
10年以上	15年未満	10
5年以上	10年未満	6
	5年未満	3

(2) 部門別の評価方法

測量業務(測量一般部門 他2部門)および建設コンサルタント業務(河川・砂防及び海岸・海洋部門 他19部門)の各部門について、直前2年平均実績高により順位付けを行います。

7 有資格者名簿の公表

申請に基づき作成した「入札参加有資格者名簿」は令和8年4月1日より下記のとおり公表します。

(1) 公表内容

商号・名称、代表者職・氏名、所在地、評価点数、順位

(2) 閲覧場所

県庁 県民情報室

各合同庁舎 行政情報コーナー

滋賀県ホームページ

<https://www.pref.shiga.lg.jp/zigyousya/nyusatsubaikyaku/kouzi/21991.html>

8 申請書提出後の変更について

申請後において入札参加資格審査申請書に記載した次の事項に変更があった場合、修正申請を行ってください。

また令和7年度の滋賀県の有資格者名簿の次の記載事項に変更がある場合は、速やかに(変更から約1週間以内。)、システムから令和6年度申請(令和7年度名簿のための申請)について「変更申請」を行い、確認書類を提出してください。

(1) 所在地・郵便番号

(2) 商号・名称(フリガナ)

(3) 代表者職名・代表者氏名(フリガナ)

(4) 電話番号・FAX番号

(5) 個人事業の代替わり

(6) 法人成(個人で入札参加されている方が法人を設立された場合)

上記の項目以外の変更が必要な方(吸収合併や営業所の廃止・追加など)については滋賀県監理課審査契約係へご相談いただきますようお願いいたします。

9 申請書提出後の申請内容の修正について

申請書提出後、申請内容に誤り等があった場合は令和8年1月30日(金)までに監理課へ修正を申し出てください。それ以降の修正の申し出には一切応じることができません。

10 問合せ先

滋賀県土木交通部監理課審査契約係
〒520-8577 大津市京町四丁目1-1
TEL 077-528-4116

11 その他

- (1) 申請の内容不備や確認書類の不足等により、受付できないことがあります。
- (2) 申請内容について虚偽記載等が認められた場合は入札参加資格の抹消等の措置を取ることがあります。
- (3) コンサルタント登録等が消除された場合は、速やかに監理課へ報告してください。
- (4) 受付担当職員が、申請者個別の希望に沿うように申請内容について指導することはありません。申請者の責任により作成し、提出してください。

技術者基準

・要件

以下①から⑥をすべてを満たしている必要があります。

①審査基準日以前に採用され、審査基準日現在雇用されていること。

②所得税の源泉徴収をしていること。

③社会保険の被保険者であること。

個人事業所で従業員が4人以下の場合等、健康保険および厚生年金保険の適用が除外される場合は除きます。

④雇用保険の被保険者であること。

従業員が1人もいない場合等、雇用保険の適用が除外される場合は除きます。

⑤給料額が滋賀県最低賃金の基準を満たしていること。

⑥出向者については、転籍出向者（出向先である申請者側で給料の支払い、社会保険等の加入をしている者。）であること。

※令和6年度以降の申請は技術者に係る経過措置の適用はありません。上記要件を満たす技術者しか配置できませんのでご注意ください。

・計上できる技術者については、次のとおりです。

①測量	……	測量士
②地質調査	……	地質調査技士、技術士（技術士法による第二次試験のうち選択科目を「地質」または「土質及び基礎」とするもの（認定技術管理者を含む）に限る）
③建設コンサルタント	……	技術士（認定技術管理者を含む）、RCCM、1級土木施工管理技士、1級建築士、2級建築士、農業土木技術管理士
④補償コンサルタント	……	補償業務管理士、その他有資格者（補償コンサルタント登録規程により認定された専任の管理者）

・「技術士」について

技術士法（昭和58年法律第25号）による2次試験に合格し、同法による登録を受けている者であることが必要です。なお、地質調査においては「地質」および「土質及び基礎」部門のみが対象になります。

・「RCCM」について

一般社団法人建設コンサルタンツ協会の行うRCCM資格試験に合格し、登録を受けている者であることが必要です。

・補償コンサルタントの「その他有資格者」について

入札参加を希望する部門数が補償業務管理士の人数より上回っている場合のみその差の人数を「その他有資格者」の数とします。

$(\text{その他有資格者}) = (\text{入札参加を希望する補償コンサルタントの部門数}) - (\text{補償業務管理士の人数})$

・業種間の技術者重複について

同一の技術者を複数の業種の有資格者とすることはできません。

例) 測量の有資格者として計上した技術者を地質調査の有資格者とするは不可。

また、本県の建設工事の入札参加申請において技術職員として計上した者については、有資格者とするはできません。

・建設コンサルタントにおいて同一の技術者が複数の資格を持つ場合

部門間の重複がある場合または上位の資格を持つ場合でない限り、同一の技術者で資格ごとに計上します。

例) 技術士、1級土木施工管理技士、1級建築士、農業土木技術管理士を持つ技術者の場合、それぞれの資格ごとに計上します。

・建設コンサルタントにおける部門間の技術者重複について

①複数の部門の技術士資格を持つ者については、部門数にかかわらず1つとして計上します。

②複数の部門のRCCM資格を持つ者については、部門数にかかわらず1つとして計上します。

③同一部門の技術士とRCCMの両方の資格を持つ者については、「技術士」として計上します。

④技術士とRCCMで部門が異なる場合は、技術士とRCCMにそれぞれ計上します。

例) 道路部門の技術士と道路部門のRCCMの両方の資格を持つ者は、「技術士」として計上すること。(道路部門の技術士とトンネル部門のRCCMを所持する場合は技術士とRCCMのそれぞれで計上します。)

・1級建築士と2級建築士の両方の資格を持つ者については、「1級建築士」として計上します。

・記入する人数について

P.4「D(有資格者数)の点数テーブル」で技術者数値が100ポイントを超える場合は、その業種についてそれ以上技術者を記入する必要はありません。

※なお、技術者を100名以上入力する必要がある場合、システムに入力する前に滋賀県監理課にご相談ください。(システム上に技術者を100名以上入力するとデータの容量の都合で提出ができない可能性がございます。)